

防疫マニュアル

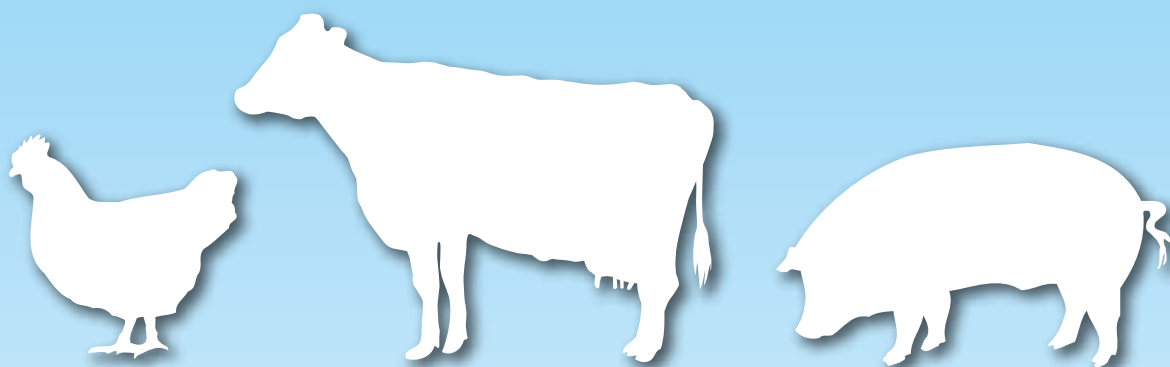
家畜伝染病を

持ち込まない

持ち出さない

拡げない

ために



は じ め に

国内において、令和元年5月17日現在、5府県で23例の豚コレラの発生を確認し、これまで約8万頭を超える豚が殺処分されました。さらに、豚コレラに感染した野生イノシシが同区域で400頭以上発見されています。

また、平成30年8月以降、アフリカ豚コレラが隣国の中国をはじめ、ベトナム、モンゴル、カンボジア、香港で確認されており、防疫対策の一層の強化がもとめられています。

農林水産省では、平成31年3月29日に豚コレラの「発生が集中している地域の農場について、国が主導して、県の農場への指導内容を含め確認し、飼養衛生管理基準の遵守を厳格に徹底させる」などの追加対策を発表し、養豚農家への指導強化に取り組んでいます。

我々JAグループ職員は、常日頃、畜産農家と接する機会があることから、自らが家畜伝染病の侵入や拡大の原因となるリスクを抱えています。日々の業務のなかで知らず知らずのうちに、家畜伝染病を拡げる要因とならないために、どのような点に注意を払うべきかを具体的にまとめました。

本マニュアルを通じ、我々JAグループ職員一丸となって日常的な防疫管理を徹底するため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年5月
全国農業協同組合連合会
畜産生産部



index

1	家畜・家きん生産における防疫の重要性	P1
2	JA職場での防疫対策	P3
3	畜産農家を訪問する際の防疫対策	P7
4	畜産関連施設（飼料工場・食肉センター）を訪問する際の防疫対策	P9
5	海外渡航時の注意点	P11
6	具体的な消毒・除菌方法	P13
7	防疫対策資材	P23

1

家畜・家きん生産における防疫の重要性

(1) 家畜伝染病による家畜・家きん生産への影響

現在、豚コレラが猛威を振るっていますが、近年において口蹄疫、高病原性インフルエンザが発生し、多くの家畜が殺処分されてきました(図表1)。これらの家畜伝染病^{*}の発生により、発生農場の家畜・家きんが処分されるだけでなく、移動制限区域や搬出制限区域が定められ、近隣農場からの出荷が制限されたり、発生農場周辺の通行の制限または遮断が行われるなど、地域の畜産生産基盤、経済活動に大きな影響を与えました。

(2) 家畜伝染病の侵入・拡大ルート

高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚コレラなど国内において存在しない家畜伝染病の病原体(ウイルス・細菌)は、海外から侵入するケースがほとんどです。海外から国内へ侵入した病原体(ウイルス・細菌)は、「ヒト」、「車両」、「機材」、「野生動物」、「家畜」などを通して拡大していきます(図表2)。

(3) 防疫の重要性和3原則

「防疫^{ぼうえき}」とは伝染病を予防するという意味です。私たちはインフルエンザにかからないよう、予防接種やマスクの着用、手洗いなどで予防します。また、病気にかかったとしても、薬で治療をします。

しかし、家畜・家きんの場合、一度、家畜伝染病(法定伝染病)にかかると、薬による治療はほぼ行われず、殺処分されます。したがって、病気にかからないための防疫が重要です。防疫の原則には「持ち込まない」、「持ち出さない」、「拡げない」があります。しかし、ウイルスや細菌などの病原体は目に見えません。したがって、見えないものが存在するリスクがあることを認識して、防疫措置を講じる必要があります。

究極の防疫措置^{そち}は、「ヒト」、「車両」、「野生動物」、「家畜」などを移動させないことかもしれませんが、それでは経済活動はできません。経済活動の制限を極力少なくした「遮断」、「交差防止」、「消毒・除菌」などの防疫措置を講じて、「持ち込まない」、「持ち出さない」、「拡げない」ことが必要です(図表3)。

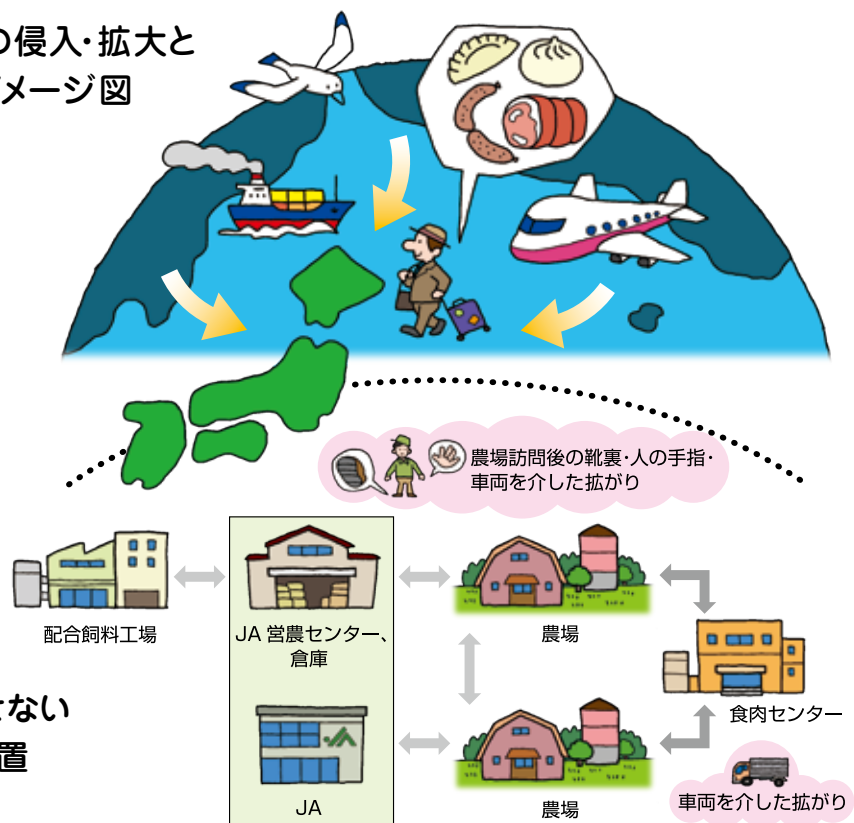
※家畜伝染病(法定伝染病): 家畜の伝染性疾病のうち、その病性、発生状況、予防・治療の有無、畜産情勢等を勘案し、発生による蔓延を防止するため、殺処分等の措置を講ずる必要があるものを「家畜伝染病」といい、28疾病が「家畜伝染病予防法」において指定されています。



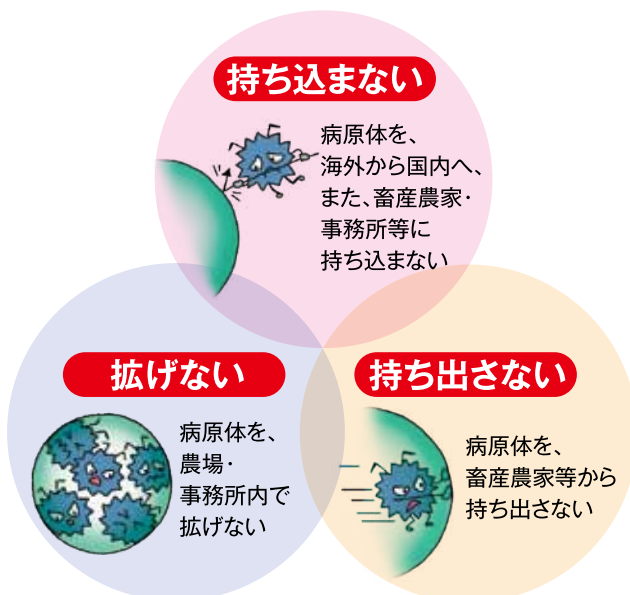
(図表1) 主な家畜伝染病と殺処分数

畜種	家畜伝染病名	発生年・道府県	処分頭羽数
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	平成30年 1 県で発生 平成28～29年 9 道県で発生	約9万羽 約166万羽
牛・豚	口蹄疫	平成22年 1 県で発生	約29万頭
豚	豚コレラ	平成30～31年 5 府県で発生	8.1万頭 (2019/5/17時点)

(図表2) 家畜伝染病の侵入・拡大とその対策のイメージ図



(図表3) 家畜伝染病を拡大させないための3原則と防疫措置



措置	例
遮断	家畜伝染病発生国へ行かない。
交差防止	病原体の付着しているリスクのある物とそうでない物を区分する。
消毒・除菌	病原体が付着しているリスクがある場合は消毒・除菌する。

JA事務所

(1)特徴・留意点

職員、取引先、顧客など様々な人・車両の出入りが多い場所です。また、車両を消毒する設備などが十分に整っているとは限りません。しかしながら、一定の防疫措置を行うことにより、家畜伝染病拡大のリスクを低減することが可能です。

(2)防疫措置

【駐車場】

畜産農家を行き来する推進車とそれ以外の来客用・職員用の駐車区域とを区分します。可能であれば、推進車用出入口を確保し、物理的な交差するリスクをさらに低減することが推奨されます。これにより、病原体が推進車の車体のタイヤ等に付着し、拡がるリスクを減らすことができます。

【出入口】

踏み込み消毒槽や消毒液を染み込ませたマットなどを事務所の出入口ごとに設置して、靴底を消毒してから入るようにします。

また、出入口ごとにアルコール消毒スプレーなどを置き、手指を消毒してから入るようにします。

【事務用服・事務所用靴】

畜産農場で使用した靴や服のまま、事務所で業務をすると、病原体を拡げるリスクが高まります。事務所では畜産農場で使用した靴や服の使用は控えてください。

職員に対して、事務所内で使用する事務服や事務所専用靴と、通勤、現場用で使用した服や靴を分けるのも効果的です。



(図表4) JA事務所の防疫措置のイメージ図

消毒用マットによる靴底の消毒

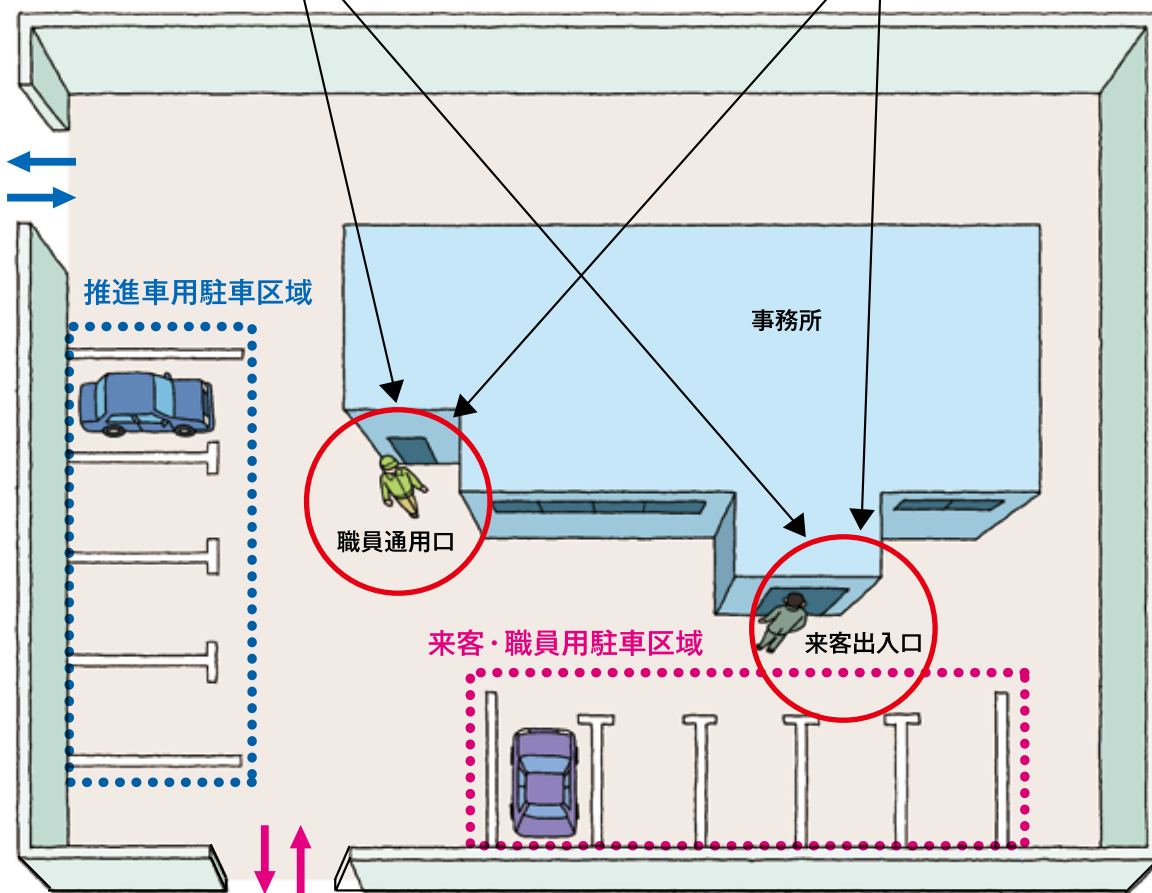


手指消毒



*参照:P19～20「手指の消毒方法」「革靴の消毒方法」

《駐車場の区分》



職員通用口



来客出入口

飼料・畜産資材を取り扱う倉庫や営農センター

(1) 特徴・留意点

飼料・畜産資材を取り扱う倉庫や営農センターからは、畜産農家に日常的に生産資材が出荷されます。一旦、病原体に汚染されてしまうと畜産農家への病原体持込の汚染源となってしまうため、倉庫や営農センターへ病原体を持ち込まないことが重要です。

(2) 防疫措置

【駐車場】

畜産農家へ資材を配達する際使用する配送車・推進車や、来訪者の車、JA職員の職員用車など、いろいろな車が入り出します。

畜産農家を行き来する配送車・推進車と来客用・職員用の駐車区域とを区分します。

可能であれば、配送車・推進車専用の出入口を確保することが推奨されます。

【出入口】

踏み込み消毒槽や消毒用マットなどを出入口ごとに設置して、靴底を消毒してから入るようにします。

また、出入口ごとにアルコール消毒スプレーなどを置き、手指を消毒できるようにします。

【倉庫・営農センターへの立入り】

職員や納品業者などの関係者以外は、倉庫や営農センターへの立入りを極力控えるようにします。

【緊急時の対応】

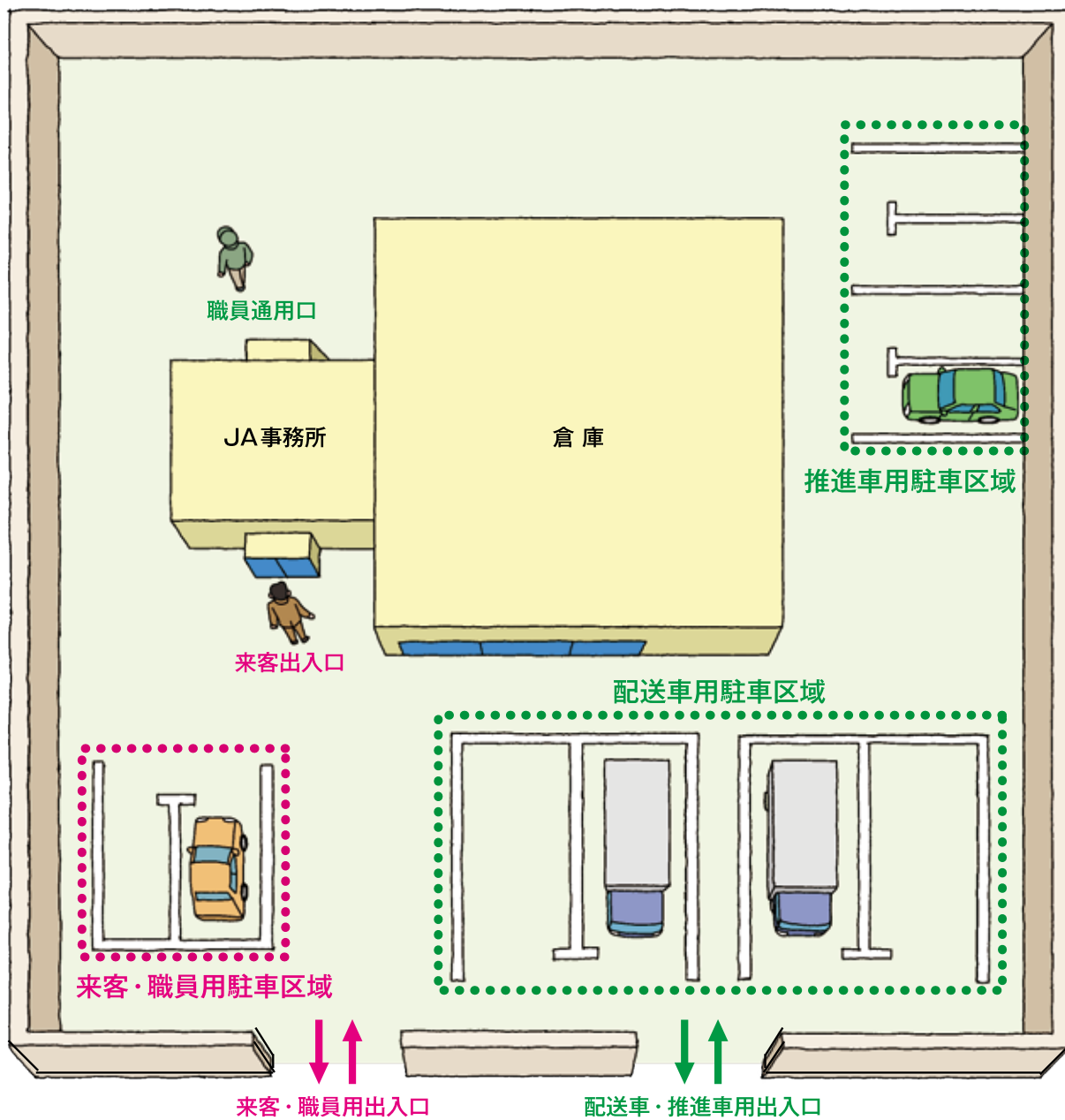
特定の家畜伝染病が近隣で発生した場合、倉庫や営農センターが畜産農家への病原体の持ちこみの原因とならないよう、防疫レベルをあげて対応します。

① 敷地の出入口ごとに消毒マットまたは石灰帯を設置し、タイヤ消毒を行います。

② 人や車両の通路を中心に敷地全体への消毒剤や消石灰の散布を定期的を実施します。



(図表5) 飼料・畜産資材を取り扱う倉庫や営農センターの防疫措置



注：配送車の施設入口と出口は可能であればわけましょう。

3

畜産農家を訪問する際の 防疫対策

(1)特徴・留意点

国が制定する家畜伝染病予防法では、家畜伝染病の発生を予防するため畜産農家が家畜・家さんの飼養に関して日頃の衛生管理において守るべき基準（飼養衛生管理基準）を定めています。

この基準では、畜産農家に対して、畜舎やその周辺の飼料タンクなどの「衛生管理区域」と、それ以外の区域とに分け両区域の境界を分るようにし、必要のない者の「衛生管理区域（以下、「区域」）」の立ち入りの制限や、当区域へ立ち入る際には手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をするなどの措置を講ずるよう義務付けています。

私たちJAグループ職員は、畜産農家を訪問する際には、飼養衛生管理基準にそった対応が求められ、農場への病原体持ち込みや持ち出しを防止する衛生的な対応と準備が不可欠です。

(2)防疫措置

【衛生管理区域外での対応】

推進車などの車は、区域外の指定場所に駐車し、必要がある場合を除いて車で区域内に入場しません。農家との面談は、区域外の自宅や事務所で行います。必要がある場合を除いて、区域には立ち入らないようにします。

帰路に着く際には、車に乗る前に消毒用スプレーで手指、靴裏消毒をおこないます。

【衛生管理区域での面談・作業】

推進車などの車を区域内へ駐車する際には、農家の指示にもとづき車両消毒したうえで区域内へ入ります。車両消毒はタイヤ、タイヤ周りを重点的におこないます。

区域や畜舎に入る際には、農家の指示にもとづき、農場出入チェック表へ氏名などを記入し、手指・靴裏消毒をして入ります。区域内で使用する衣服や長ぐつなどの履物は農場専用のものを使用します。

帰路に着く際には、家畜に接するなどの作業をした衣服や履物をビニール袋にいれるなど分別します。車に乗る前に消毒用スプレーで手指、靴裏消毒をおこないます。また、車両を区域内に駐車した場合には、区域を出る際に車両消毒をおこないます。

区域内で作業等を行ったときは、その日は他の畜産農家の区域へは立ち入りません。

【洗車・消毒】

畜産農家訪問の都度、洗車・消毒をすることが理想ですが、1日の最後に洗車（水洗い可）し、消毒用スプレーで①フロアマット、②ペダル、③ハンドル、④シフト、⑤スイッチ、⑥座席シート、⑦ドアノブを消毒します。区域に入った車両は上記に加え、車両消毒を行います。



(図表6) 飼養衛生管理基準の主な内容

項 目	内 容
衛生管理区域の設定	衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。
衛生管理区域の立入りの制限	衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないこと。家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板などの設置。
衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、衛生管理区域に出入りする車両の消毒をさせること。
衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒	衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること。
衛生管理区域専用衣服、長靴の使用	衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、衛生管理区域に出入するものには、これを確実に使用させます。
他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者や、過去一週間以内に海外から入国又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。
海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。
感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	衛生管理区域に立ち入った者の記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(図表7) 衛生管理区域に入る場合、推進車で準備する消毒用備品

- 動力噴霧器
- 消毒剤
- 希釈用の容器



4

畜産関連施設(飼料工場・食肉センター)を訪問する際の防疫対策

(1)特徴・留意点

飼料工場は、多くの農場の配合飼料を製造し、畜産農家へ飼料を運搬する多くの車両が入り出す施設のため、病原体を「持ち込まない」「持ち出さない」「拡げない」ための防疫措置がとられています。

また、食肉センターは、多数の畜産農家から家畜が搬入されるため、病原体に接触するリスクが多い一方で、食品を取り扱うことから高い衛生対策がとられている施設といえます。

通常これらの施設では、防疫ルールが定められていますので、そのルールに沿った対応をしていくことが求められます。

(2)防疫措置

【飼料工場】

推進車などの車は、定められた場所に駐車します。

場内の防疫ルールにそって、入場時の手指消毒、靴の履き替え等をおこない、事務所で面談をおこない、指定された場所以外立ち入りません。

【食肉センター】

推進車などの車は、センターに設置している消毒槽を通過して、定められた場所に駐車します。

場内の防疫ルールにそって、入場時の手指消毒、靴の履き替え等をおこない、事務所で面談をおこない、指定された場所以外立ち入りません。

枝肉の立会い等をおこなう場合は、各食肉センターの衛生ルールにそって衣服の更衣、靴の履き替えをおこなってください。

また、食肉センターを訪問した日は畜産農家への訪問を控えます。帰路に着く際には、車に乗る前に消毒用スプレーで手指・靴裏の消毒を行います。食肉センター訪問後に洗車を行います。



(図表8) 飼料工場での防疫措置の例

区 分	内 容
通常の防疫体制	(飼料配送車両・運転手) 車両・タイヤ周りの洗浄消毒(入場時)、運転手の手指消毒、踏込洗浄・消毒、専用長靴使用(入場時) (一般外来者) 車両・タイヤ周りの洗浄消毒(入場時)、踏込消毒、手指消毒、記帳 (従業員) 踏込消毒、手指消毒(入場時) (構内消毒) 1回/週
国内で制限区域が設定された場合	状況に応じて車両消毒、外来者の入場制限、構内消毒、消毒液の強化(回数、濃度、消毒薬の変更)

(図表9) 食肉センターの防疫措置の例

区 分	内 容
通常の防疫体制	(家畜運搬車両・運転手) タイヤ周りの洗浄消毒、荷台の洗浄消毒(退場時)、運転手の手指・手袋の洗浄消毒、踏込洗浄・消毒、専用長靴使用(入場時) (一般外来者) タイヤ周り洗浄消毒、踏込消毒、手指消毒、記帳 (従業員) 踏込消毒、手指消毒、着替え又は白衣着用 (構内消毒) 1回以上/週
国内で制限区域が設定された場合	状況に応じて車両消毒、外来者の入場制限、構内消毒、消毒液の強化(回数、濃度、消毒薬の変更)

5

海外渡航時の注意点

(1) 海外の家畜伝染病の発生状況

【高病原性鳥インフルエンザ】

全世界で発生が報告されています。特に東南アジア地域では継続的な発生が報告されています。

【口蹄疫】

全世界で発生が報告されています。特に東南アジア地域では継続的な発生が報告されています。

【豚コレラ】

全世界で発生が報告されています。特に東南アジア地域では継続的な発生が報告されています。

【アフリカ豚コレラ】

近年、ヨーロッパを中心に発生が報告されていましたが、H30年秋より中国で、H31年2月よりベトナムで発生が報告されています。

(2) 注意すること

畜産に関係している方は、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ等が発生している国への渡航は可能な限り自粛します。やむを得ず業務上渡航する場合には、右表の注意事項を厳守するようにしましょう。

なお、政府では、国内の豚コレラ拡大を受け、平成31年4月22日から海外の肉製品の違法な持ち込みに対する対応を厳格化していますので、ご注意ください。

(3) 世界の家畜伝染病の発生状況

農林水産省 Web サイトにて直近の発生状況が掲載されています。

www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/index.html



渡航中

- ① 畜産農家などの畜産関連施設、生鳥市場などへの立ち入りや、家畜・家きんへの接触をしない。それらの施設等に立ち寄った場合は、日本に到着した際に、税関検査場内の動物検疫カウンターに立ち寄ること。
- ② 未殺菌(加熱などをしていない)の鶏肉・卵・牛肉・豚肉・イノシシ肉などには接触しない。
- ③ 渡航中は手洗い、うがいなど通常の感染予防対策を行う。卵や肉製品(肉、餃子、ハム、ソーセージ、ベーコンなど)を国内に持ち帰らない。
- ④ 渡航中または帰国後に発熱、頭痛、結膜炎、発咳などの異常が認められた場合は、速やかに医師の診察を受ける。
- ⑤ 渡航中の行動(宿泊地、立ち寄り先、飲食など)を記録しておく。

帰国後

- ① 帰国時、空港などの入国審査場前で靴底と手指を消毒する。
- ② 帰国後72時間は畜産関連施設、飼料工場には立ち入らない。
- ③ 帰国後1週間は必要がある場合を除き農場の衛生管理区域に立ち入らない。
- ④ 過去4カ月(養鶏農場の場合は2カ月)以内に海外で使用した衣服、靴を農場の衛生管理区域に持ち込まない。やむを得ず持ち込む場合は事前に洗浄、消毒などを行う。
- ⑤ 使用したカメラ、時計など小物類はできる限りアルコールなどで消毒する。



農林水産省Webサイト
(世界の畜産伝染病の発生状況)



空港内の靴底消毒マット

(出典: 農林水産省Webサイト www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html)

海外からの肉製品の違法な持込みに対する対応の厳格化に関するリーフレット
(出典: 農林水産省Webサイト www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html)

6

具体的な消毒・除菌方法

消毒とは病原微生物を殺菌または減少させ、感染を予防する処置のことを言います。消毒薬の種類は様々あり、適切な消毒効果を得るためには消毒剤が効き目を発揮することができる病原微生物の種類や濃度、温度等の環境要因による消毒効果の影響などを考慮して使用する必要があります。

そこで、主に畜産現場をはじめとして使用頻度の高い消毒剤の種類および使用方法についてご紹介します。

(1) 消毒剤の特徴と使用方法

家畜衛生分野で一般に使用されている主な消毒薬には図表10のようなものがあります。これらの消毒薬はその種類によってそれぞれの病原体に対して効果が異なります。目的にあった消毒薬を選び、効果的な消毒をしましょう。

【消毒用アルコール】

特 徴：手指、器具、車両内等に噴霧して使用します。

代表的な使い方：JA入所時の手指消毒、農場退場後の手指消毒、車内の消毒

【逆性石鹼^{せっけん}(ロンテクト)】

特 徴：手指、靴、畜舎、器具、機械等の消毒に使用できます。

豚サーコウイルス2型感染症等のエンベロープの無いウイルスには効果がありません。有機物が混入すると消毒効果が低くなります。使用前には、消毒する物をあらかじめ水洗すると、消毒効果が高まります。

代表的な使い方：建物出入口設置消毒マット等での使用、衛生管理区域の入口での踏み込み消毒槽での使用、車両消毒等



(図表10) 消毒薬の種類と微生物に対する消毒効果

消毒薬	細菌	抗酸菌	ウイルス	カビ	毒性
塩素剤	++	++	++	++	中程度
ホルマリン	+	+	+	+	高い
フェノール	+	+	±	+	高い
過酢酸	++	++	++	+	低い
逆性石鹼	±※1	—	±※2	+	低い
過酸化水素	++	+	+	+	低い
ヨウ素剤	++	++	++	+	中程度
水酸化ナトリウム	+	++	+	+	高い

++：即殺菌、+：殺菌、±：有る程度殺菌、—：効果なし
(出典：社団法人 中央畜産会「畜舎の消毒について」)

※1：芽胞菌－、その他細菌＋
※2：エンベロープ有＋、エンベロープ無－



【消毒用アルコール】手指の消毒



【消毒用アルコール】車内の消毒



【逆性石鹼】分注の様子



【逆性石鹼】消毒用マットでの使用例



【逆性石鹼】踏み込み消毒槽での使用例



【逆性石鹼】車両清掃での使用例

【消石灰(くみあい粒状混合消石灰)】

特 徴：畜舎周辺の土壌、舗装表面、畜舎の床、ふん尿、きゅう肥、ふん尿だめ、汚水溝等幅広く使用できます。

代表的な使い方：農場敷地への消石灰散布

【過酢酸製剤(ピネパワー)】

特 徴：温度の影響を受けにくく、有機物が混入しても除菌効果が低下しにくいことから、衛生管理区域入口の踏み込み消毒槽での使用を推奨します。
消防法危険物第4類第2石油類に分類されるため、保管は400L未満を基本とします。強い臭気・刺激性を有します。強い金属腐食性があることから、除菌対象の材質に注意が必要です。

使 い 方：衛生管理区域の入口での踏み込み消毒槽



【消石灰】消石灰散布イメージ



【消石灰】消石灰散布後はほうきなどで掃きムラをなくす



【過酢酸製剤】希釈時に準備するもの



【過酢酸製剤】踏み込み消毒槽での使用方法
※参照:P19～20「長靴の洗い方と消毒方法」



消石灰による消毒の仕方

(2) 踏み込み消毒槽・消毒用マットの作り方

ア. 踏み込み消毒槽の作り方(ロンテクト)

【準備するもの】

- ① 消毒薬、計量カップ、手袋、攪拌用棒
- ② 踏み込み消毒槽(2点:水洗い用、消毒用)
- ③ 水
- ④ ゴシゴシ君(靴底マット)

【手順】

- ① 踏み込み消毒槽の汚れを水洗いで落としておく。
- ② 水を必要量計量し、踏み込み消毒槽へ注ぐ。
- ③ 消毒薬は必要量を計量し、踏み込み消毒槽へ注ぐ。
- ④ 踏み込み消毒槽内の液を十分に攪拌する。
- ⑤ 毎日交換する。汚れがひどい場合は都度交換する。

※踏み込み消毒槽に入る前に、水洗い用の水槽で長靴裏の汚れを落とすと効果的です。

イ. 踏み込み消毒槽の作り方(ビネパワー)

【準備するもの】

- ① 作業服(長袖・厚手)、手袋、ゴーグル、マスク
- ② ビネパワー、計量カップ、攪拌用棒
- ③ 踏み込み消毒槽(2点:水洗い用、消毒用)
- ④ 水
- ⑤ ゴシゴシ君(靴底マット)

【手順】

- ① 防護服、手袋、ゴーグルを装着する。
- ② 踏み込み消毒槽の汚れを水洗いで落としておく。
- ③ 水を必要量計量し、踏み込み消毒槽へ注ぐ。
- ④ ビネパワーは必要量(図表12)を計量し、踏み込み消毒槽へ注ぐ。
- ⑤ 踏み込み消毒槽内の液を十分に攪拌する。
- ⑥ 毎日交換する。汚れがひどい場合は都度交換する。

※踏み込み消毒槽に入る前に、水洗い用の水槽で長靴裏の汚れを落とすと効果的です。



(図表11) 水・ロンテクトの必要量

水	ロンテクト
10L	500倍希釈：20ml 1,000倍希釈：10ml
15L	500倍希釈：30ml 1,000倍希釈：15ml

※車両、衣類、器具機材の消毒も同様

(図表12) 水・ビネパワールの必要量

水	ビネパワー
10L	600倍希釈：16.7ml
15L	600倍希釈：25ml



消毒薬等の希釈時



【ロンテクト】計量カップで計り希釈



【ビネパワー】計量カップで計り希釈



【ビネパワー】消毒槽への注ぎ方



消毒薬の希釈の仕方



ビネパワーの希釈の仕方

ウ. 消毒用マットの作り方(ロンテクト)

【準備するもの】

- ① 消毒液、計量カップ、手袋、攪拌用棒
- ② 消毒液希釈用容器(ジョウロなど)
- ③ 水
- ④ 消毒用マット

【手順】

- ① 水を必要量計量し、希釈用容器へ注ぐ。
- ② 消毒液は必要量を計量し、希釈用容器へ注ぎ均一に攪拌する。かくはん
- ③ 希釈用容器の消毒液を消毒用マットへ注ぐ。
- ④ 毎日交換する。汚れがたまりやすいので定期的に水洗いを行う。

(3) 消毒方法

ア. 手指の消毒方法(機械・ハンドスプレー)

【準備するもの】

- ① 消毒用アルコール
- ② 消毒用機器またはハンドスプレー

【手順】

- ① 左右ともに手の甲・手の平全体に消毒用アルコールを噴霧する。
- ② 両手・指をこすり、全体に広げる。

イ. 革靴の消毒方法

【準備するもの】

- ① 泥落としマット
- ② 消毒用マット

【手順】

- ① 泥落としマットを踏んで、靴底の汚れを落とします。
- ② 予め消毒液を染み込ませた消毒用マットで、靴裏全面を消毒する。

ウ. 長靴の洗い方と消毒方法

- ① 作業後の長靴の水洗いを行う。その際、泥、糞便等の汚れはブラシ等を用いて取り除きます。靴裏の溝にも何も無い状態にする。
- ② 汚れ等を取り除いたあと、準備した消毒槽に漬け込み消毒する。



【ロンテクト】消毒用マット



【ロンテクト】消毒用マットの使用方法



消毒用アルコールを手の甲・手の平にのばす



消毒用アルコールを指の間にもみこむ



長靴の洗浄



洗浄後の長靴の靴裏



手指消毒の仕方



消毒用マットによる
革靴消毒の仕方



踏み込み消毒槽による
長靴消毒の仕方

エ. 車両の消毒方法(コンテクト)

【準備するもの】

- ①消毒薬、計量カップ、手袋、攪拌用棒
- ②消毒液タンク
- ③水
- ④高圧洗浄機または動力噴霧機

【手順】

- ①水を必要量計量し、消毒液タンクへ注ぐ。
- ②消毒薬を必要量計量し、消毒液タンクへ注ぎ、タンク内を十分に攪拌する。
- ③高圧洗浄機または動力噴霧器を設置する。
- ④車両消毒場所は排水の処理に留意する。
- ⑤車全体を消毒する場合は屋根部分から始め、上部から下部に向かって消毒液を噴霧する。
ボディー全面、タイヤ、タイヤハウスも消毒液を噴霧。

オ. 車内の消毒方法(アルコール)

【準備するもの】

- ①消毒薬
- ②消毒用スプレー

【手順】

- ①フロアマット等は洗浄・消毒する。
- ②フロアマット、ペダル、ハンドル、シフト、スイッチ、座席シート、ドアノブ類等へ消毒用アルコールをスプレーで噴霧する。
- ③必要に応じて換気を行う。
- ④火気厳禁

カ. 畜産農場で作業した衣服の洗濯(コンテクト)

【準備するもの】

- ①消毒薬、計量カップ、手袋、攪拌用棒
- ②漬け置き用容器
- ③水

【手順】

- ①水を必要量計量し、消毒液容器へ注ぐ。
- ②消毒薬を必要量計量し、漬け置き用容器へ注ぎ、容器内を十分に攪拌する。
- ③畜産農場で作業した衣服を漬け置き用容器内で一晩浸する。
- ④翌日、洗濯機で洗濯後乾燥を行う。



高圧洗浄機による車体消毒



車両消毒の仕方



高圧洗浄機によるタイヤの消毒



高圧洗浄機によるタイヤハウスの消毒



車内の消毒（フロアマット）



車内の消毒（ペダル）



車内の消毒（ハンドル）



車内の消毒（スイッチ）

■消毒マット

《MOVEマット車両用強化型(サイズ:3×6m)》

家畜伝染病の消毒ポイントでスムーズなタイヤ消毒を可能にします。

- ◆気軽でスムーズな消毒
- ◆簡単な施工でスピード設置
- ◆軽量・コンパクト
- ◆設置型で優れた安全性
- ◆軽自動車から大型自動車まで、通過する車両に合わせた様々なサイズを取り揃えています。

《MOVEマット玄関用ブルーメッシュ型(サイズ:1×0.7m)》

多くの人が行き交う場所でも足元の消毒を確実行います。

- ◆液ハネしない
- ◆強力な保水力
- ◆工場や会社の出入口にも対応
- ◆従来の消毒マットよりも低価格

■アズマットスーパー

建物前等に設置して、靴裏の消毒が簡単にできます。

- ◆消毒液を内部の超吸水マットに染みこませるだけで簡単に使用できます。
- ◆軽量設計なので持ち運びが楽で、移動時も消毒液がこぼれにくいです。
- ◆水道水で水洗いして斜めに吊るしておくだけで簡単に洗浄できます。

サイズ：45タイプ(約62×約49×約3cm)
90タイプ(約62×約95×約3cm)
180タイプ(約62×約185×約3cm)



■ MOVEマット車両用強化型



■ MOVEマット玄関用ブルーメッシュ型



■ アズマツスーパー



■ゴシゴシ君

毛足の長い丈夫なナイロンブラシで、泥などをきれいにかき落とせます。

■踏込消毒槽

踏み込み消毒槽の寸法は506×341×168mm。色展開は「ブルー」「クリーム」「グリーン」「オレンジ」「レッド」の5種類あります。

■長靴

- ◆ 抗菌剤により黄色ブドウ球菌、カビなどを寄せ付けません。
- ◆ 畜舎によって色を変えることにより、畜舎間の病の予防に活躍できます。

■ニトリルゴム製使い切り手袋シリーズ

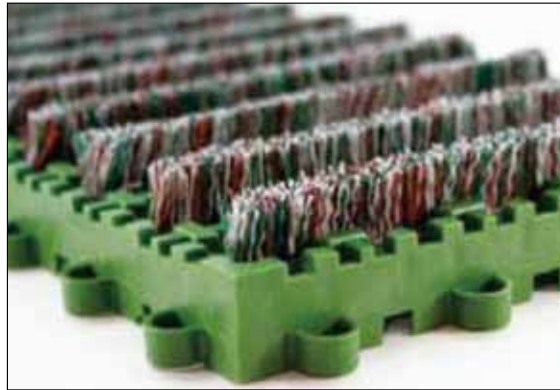
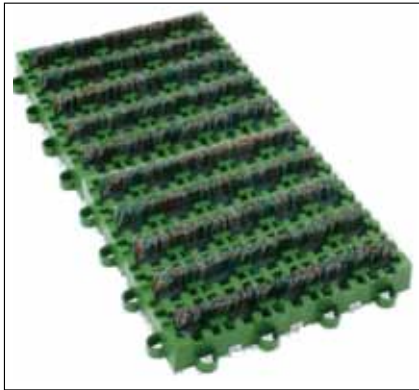
強度重視の耐久性に優れたタイプ〈厚み：約0.10mm〉

《ニトリスト・タフ(No.883)》

- ◆ 物性強度・耐久性に優れた厚めのタイプです(パウダーフリー)。
- ◆ 食品加工など食品に直接触れる作業でもお使いいただけます。
- ◆ むぎはめしやすくするため、内面処理を施しています。
- ◆ 素手感覚が活かせる極薄手タイプです(細やかな作業にも適しています)。
- ◆ 伸縮性があり、やわらかく手にフィットします(長時間の作業にも適しています)。
- ◆ ニトリルゴム製のため、耐油性に優れています。

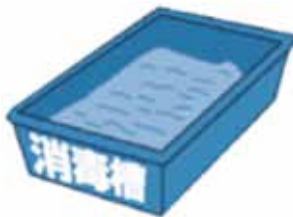


■ゴシゴシ君



ご利用手順

- ① 泥を落とします。 ② 消毒槽で消毒します。



■踏込消毒槽



■長靴



■ 防護服・シューズカバー

品 名	(型 式)	素 材	サイズ
① 続服 フード付 尻ポケット付	(1010B)	タイベック	M.L.LL.3L
② シューズカバー(長)	(6873)	タイベック	38cm
③ 続服 フード付 尻ポケット付 (旧ヨッシャーマン)	(AZ WORK 1000)	ポリプロピレン	M.L.LL.3L
④ シューズカバー(長)	(1801)	ポリエチレン	38cm

■ 防疫お手軽3点セット(車用)

防疫を考慮して使い捨ての定番養生カバーを50枚入にしてコンパクトにまとめました。

- ◆ ノンスリップポリシートカバー(50枚入)
- ◆ ピタットガード(50枚入)
- ◆ ゴム入ハンドルカバー(50枚入)



■ 防護服



■ 防疫お手軽3点セット(車用)



執筆・制作協力

株式会社 全農ビジネスサポート

電話：03-3296-8676 FAX：03-3296-8929

株式会社 科学飼料研究所

電話：03-6478-2381 FAX：03-6478-2390

全農畜産サービス株式会社

電話：03-5245-4874 FAX：03-5245-4873

2019年5月17日発行

発行者 全国農業組合連合会 畜産生産部

〒100-6832 東京都千代田区大手町1丁目3番1号

電話：03-6271-8236

FAX：03-5218-2526